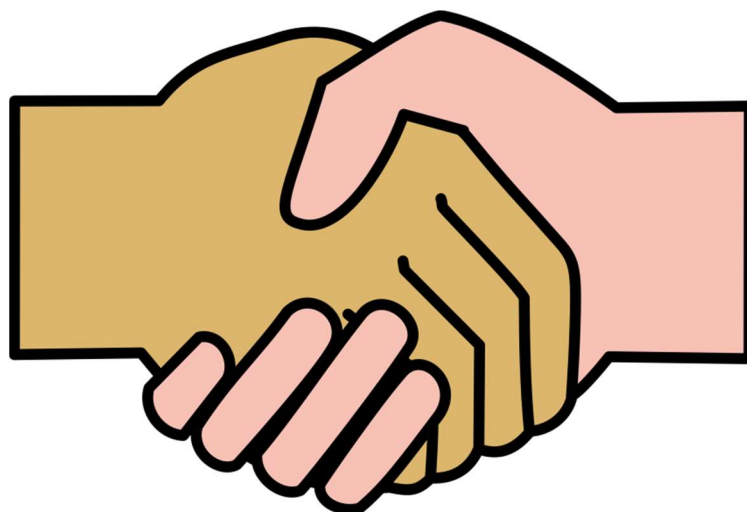


指定特定相談事業所

サポートルーム **風の又三郎**

契約書



〒020-0117 盛岡市緑が丘三丁目20番56号

電話・FAX 019-662-3303

- 2 サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- 3 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者及び当該福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- 4 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的な再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（サービス利用計画の変更）

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

第6条（障害者支援施設の紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介又はその他の便宜の提供を行うものとします。

第7条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 事業者の提供する指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
- 2 前項の他、利用者は、通常の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第8条（事業者の基本的義務）

- 1 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定相談支援サービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、指定相談支援サービスを提供します。

第9条（事業者の具体的義務）

1（安全配慮義務）

事業者は、指定相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（説明義務）

事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3（守秘義務）

事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することはありません。

4（記録保存整備義務）

事業者は、指定相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日の9時～17時）に自分の記録を見ることができるほか、実費を負担してコピーをすることができます。

第10条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、指定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、指定相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第11条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 4 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 5 第2条の契約期間が満了した場合（ただし、満了前に契約更新の手続がとられた場合を除く）

第12条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第13条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 1 事業者若しくは相談支援専門員が正当な理由なく、本契約に定める相談支援を実施しない場合。
- 2 事業者若しくは相談支援専門員が第9条第1項から4項に定める義務に違反した場合。
- 3 事業者若しくは相談支援専門員が故意または過失により利用者若しくはその家族等の生命・身体・財物・信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第14条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解約することができます。

- 1 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

2 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。

第15条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づく指定相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づく指定特定相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第16条（虐待の防止）

事業者は、虐待防止のための体制を整備するとともに、利用者に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を図ります。

- 1 職員に対する虐待防止を啓発するための研修
- 2 成年後見制度の利用支援

第17条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 〒

氏 名

印

保護者・代理人 住 所 〒

氏 名

印

（本人との関係： ）

事業者 住 所 〒020-0117盛岡市緑が丘三丁目20番56号
事業者名 指定特定相談事業所サポートルーム風の又三郎
代表者氏名 加賀山 明美 印

サポートルーム風の又三郎
相談支援専門員 氏名

印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援または指定障害児相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

事業者

（法人名）特定非営利活動法人 ハートピュア盛岡

（事業所）指定特定相談事業所 サポートルーム風の又三郎

利用者

（住所）〒

（氏名）

印

代筆者

（住所）〒

（氏名）

印

（続柄）